

福岡医発第 2977 号 (地)
令和 4 年 1 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

令和 4 年 10 月以降の介護職員の処遇改善に係る措置について

介護職員の処遇改善については、令和 3 年 11 月 19 日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、本年 2 月から 9 月までの間、「介護職員処遇改善支援補助金」により実施されることとなっております。

また、令和 4 年 10 月以降の措置については、大臣折衝事項（令和 3 年 12 月 22 日）において、「令和 4 年 10 月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を 3 % 程度（月額平均 9,000 円相当）引き上げるための措置を講じることとする」とされ、これを前提に、現在、社会保障審議会介護給付費分科会において議論されております。

今般、厚生労働省老健局より、現在の検討状況等について事務連絡が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありました。第 206 回介護給付費分科会（R4. 1. 12 開催）では、厚生労働省事務局より、当該加算については前述の「処遇改善支援補助金」の要件・仕組みを引き継ぐことなどが提案されておりますが、詳細については、今後、介護給付費分科会での議論を踏まえて示されるとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 145)

令和 4 年 1 月 21 日

都道府県医師会介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公 印 省 略)

令和 4 年 10 月以降の介護職員の処遇改善に係る措置について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、介護職員の処遇改善については、令和 3 年 11 月 19 日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、本年 2 月から 9 月までの間、「介護職員処遇改善支援補助金」により実施されることとなっております。

また、令和 4 年 10 月以降の措置については、大臣折衝事項（令和 3 年 12 月 22 日）において、「令和 4 年 10 月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を 3 % 程度（月額平均 9,000 円相当）引き上げるための措置を講じることとする」とされ、これを前提に、現在、社会保障審議会介護給付費分科会において議論されております。

今般、厚生労働省老健局より、現在の検討状況等について事務連絡が発出されました。第 206 回介護給付費分科会（R4.1.12 開催）では、厚生労働省事務局より、当該加算については前述の「処遇改善支援補助金」の要件・仕組みを引き継ぐことなどが提案されておりますが、詳細については、今後、介護給付費分科会での議論を踏まえて示されるとのことです

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○令和 4 年 10 月以降の介護職員の処遇改善に係る措置について

(令 4.1.19 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡)

以上

事 務 連 絡
令和4年1月19日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

令和4年10月以降の介護職員の処遇改善に係る措置について

平素より、介護保険行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、本年2月から9月までの間、「介護職員処遇改善支援補助金」により実施することとしているところです。

令和4年10月以降の措置については、大臣折衝事項（令和3年12月22日）において、「令和4年10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置を講じることとする」とされ、これを前提に、介護職員処遇改善支援補助金と同様の措置とする案について、現在社会保障審議会介護給付費分科会においてご議論いただいているところです。

介護サービス事業所・施設におかれましては、こうした状況も踏まえ、本年2月より、介護職員の処遇改善を行っていただくようお願いいたします。

参考として、第206回社会保障審議会介護給付費分科会（令和4年1月12日開催）の資料（別添）を共有するとともに、当該措置の詳細については、分科会での議論を踏まえ、今後お知らせいたします。

- 介護・障害福祉職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、令和4年10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置を講じることとする。
- これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策（注）を講じることとする。
（注）現行の処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）を取得していることに加えて、具体的には、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図るなどの措置を講じる。

◎ **加算額** 対象介護事業所の介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。
対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の介護報酬にその加算率を乗じて単位数を算出。

◎ **取得要件**

- ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）
- ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3は介護職員等のベースアップ等（※）の引上げに使用することを要件とする。
※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

◎ **対象となる職種**

- ・ 介護職員
- ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

◎ **申請方法** 各事業所において、都道府県等に介護職員・その他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書（※）を提出。
※月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

◎ **報告方法** 各事業所において、都道府県等に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書（※）を提出。
※月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

◎ **交付方法**

対象事業所は都道府県等に対して申請し、対象事業所に対して報酬による支払（国費約1/4：150億円程度（令和4年度分））。

◎ **申請・交付スケジュール**

- ✓ 申請は、令和4年8月に受付、10月分から毎月支払（実際の支払は12月から）
- ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

【執行のイメージ】

介護事業所

- ① 申請（処遇改善計画書等を提出）
- ② 報酬による支払（国費約1/4）
- ③ 賃金改善期間後、報告（処遇改善実績報告書を提出）
※要件を満たさない場合は、加算の返還

都道府県等

介護報酬改定による処遇改善 加算率(案)

検討中

- 現行の介護職員処遇改善加算等と同様、介護サービス種類ごとに、介護職員数に応じて設定された一律の加算率を介護報酬(※1)に乗じる形で、単位数を算出。

サービス区分(※2)	加算率
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2.4%
・(介護予防)訪問入浴介護	1.1%
・通所介護 ・地域密着型通所介護	1.1%
・(介護予防)通所リハビリテーション	1.0%
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	1.5%
・(介護予防)認知症対応型通所介護	2.3%
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	1.7%
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	2.3%
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	1.6%
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	0.8%
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	0.5%
・介護医療院 ・(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	0.5%

※1 現行の処遇改善加算等の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率を乗じて算出。

※2 (介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援は加算対象外。

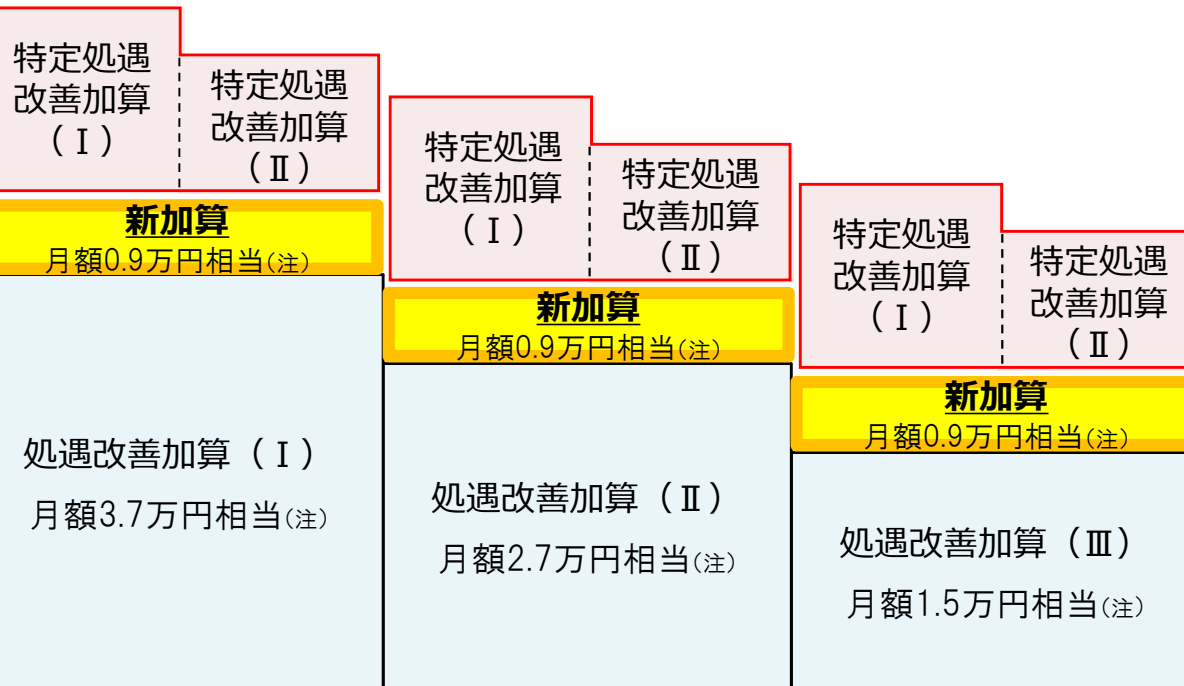
新加算

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
 - 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - 賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)の引上げに使用することを要件とする。
- ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - ※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
 - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

新加算のイメージ



介護職員処遇改善加算

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
キャリアパス要件のうち、 ①+②+③を満たす かつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①+②を満たす かつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①or②を満たす かつ 職場環境等要件を満たす

＜キャリアパス要件＞

- ①職位・職責・職務内容等に応じた**任用要件と賃金体系**を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して**研修の実施又は研修の機会を確保**すること
- ③経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期に昇給を判定する仕組み**を設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

＜職場環境等要件＞

賃金改善を除く、職場環境等の改善

〔注：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付。〕